

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 4 月 6 日

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市条例第 2 9 号

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和 4 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 0 条第 3 項第 6 号工中「又は仲卸業者」を削る。
- (2) 第 5 3 条の 2 の見出し中「掲示」を「備付け等」に改め、同条中「を卸売場又は」を「について、」に、「の見やすい場所に掲示しなければ」を「における備付けその他の適当な方法により出荷者がその内容を知り得る状態にしておかなければ」に改める。
- (3) 第 6 7 条第 2 項中「したときは、規則で定めるところにより」を「するに当たっては」に、「市長に届け出なければならない」を「記載した契約書又はこれに類する書面を作成し、当該特約の効力が生じている間、これを保存しておかなければならない。当該特約の内容を変更するときも、同様とする」に改め、第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 3 項から第 5 項までを削る。
- (4) 別表卸売業者市場使用料の項中「1, 0 0 0 分の 4」を「1, 0 0 0 分の 2. 5」に改め、同表卸売業者売場使用料の項中「3 5 7 円」を「1, 1 2 2 円」に改め、同表卸売業者荷さばき場使用料の項中「2 5 0 円」を「7 8 5 円」に改め、同表卸売業者低温売場使用料の項中「1, 2 0 0 円」を「1, 1 2 2 円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「1, 0 0 0 分の 4」を「1, 0 0 0 分の 2. 5」に改め、同表備考 1 中「卸売業者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（経過措置）

- 2 改正後の第67条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に卸売業者がする支払猶予の特約及び支払猶予の特約の変更について適用し、施行日前に卸売業者がした支払猶予の特約及び支払猶予の特約の変更に係る手続については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。